

原子力委員会の見直しについて

平成24年11月
資源エネルギー庁

これまでの原子力委員会の役割

(1)これまで原子力委員会は、

- － 原子力政策大綱を始めとする原子力政策全般の方向性の提示
- － プルトニウム利用計画の確認など、原子力平和利用の担保

などについて、大所高所から検討・審議し、原子力利用に関する施策の計画的な遂行に関して重要な役割を果たしてきた。

(2)また、核不拡散、エネルギー利用、研究開発などの観点から、複数の省庁が原子力政策に関係する中、横断的・専門的な立場から検討・審議を行う原子力委員会の機能は重要であった。

○これまで果たしてきた原子力委員会の役割の例

(1)原子力政策の全体方針に関するもの

- － 原子力政策大綱の作成

(2)平和利用の担保

- － 電気事業者等のプルトニウム利用計画の確認

(3)技術的な側面を持ち、長期的な視点で、幅広い議論が必要な事項

- － 「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」(平成10年)
- － 「高速増殖炉サイクル技術の今後10年程度の間における研究開発に関する基本方針」(平成18年)
- － 「東京電力(株)福島第一原子力発電所における中長期措置に関する検討結果」(平成23年)

今後のあり方について

(1) 長期的・総合的・国際的な観点から、原子力政策を省庁を超えて横断的・専門的に検討・審議し、その計画的な遂行を図る機能は重要。

(2) 例えば、以下のような事項について検討・審議する場が必要と考える。

① 原子力の平和利用の担保

－ プルトニウム利用計画の妥当性の確認

② 技術的側面を持ち、かつ長期的な視点、各担当省庁を超えた幅広い議論が必要な政策の方向性の確認

－ 放射性廃棄物の最終処分のあり方

－ 長期的な研究開発のあり方

－ 東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組

③ その他、原子力政策に関して、長期的・総合的・国際的な観点から、調整を必要とする重要事項

(3) なお、上記の検討・審議のプロセスや場の設定については、様々な選択肢があり、今後検討が必要。

(参考)原子力委員会設置法 抜粋

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く）について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること。
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
- 五 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。
- 六 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教授及び研究に係るものを除く。）に関すること。
- 七 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関する重要事項に関すること。